

開催日時	2025年8月23日(土) 10:00～12:30
科目名	標準必須特許を巡る論点と国際動向
講師	鈴木 将文(早稲田大学法学学術院教授)
内容	<p>社会・経済の中で標準の重要性がますます高まる中、標準必須特許を巡って、国際的な紛争が引き続き多数生じている。最近の動きとしては、主要国の裁判所が、特徴ある対応を示していることが注目される。すなわち、英国、中国等の裁判所によるグローバルなFRAND実施料の設定、英国の裁判所による「暫定的FRANDライセンス」の宣言、ドイツの裁判所による差止命令、一部の国の裁判所による <i>antisuit injunction</i> や <i>anti-antisuit injunction</i> 等の発出などが見られる。さらに、欧州統一特許裁判所がこの分野の紛争を扱い始めており、また、EUが中国の <i>antisuit injunction</i> 関係の措置についてWTO提訴したという動きもある。本講義では、標準必須特許を巡る錯綜した動きについて、過去の経緯を含めて全体を俯瞰的に概説するとともに、法的観点から注目される論点について検討する。</p>

開催日時	2025年8月23日(土) 14:00～16:30
科目名	特許権の消尽論の新局面ーリサイクルとサプライ・チェーンー
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授)
内容	<p>標準規格とモジュール化が進展しているために、特許製品の用途が多様化する反面、IoTの普及に伴い、製品が転々流通しても誰にどの程度当該製品が利用されているのかを適時に把握することが容易となりつつある。これらの事情は、従来、特許権者の一方的な意思表示や購入者との間の契約では迂回できないと考えられてきた消尽の法理の根拠に対する省察を要求するものといえる。本講義は、関連する裁判例を踏まえつつ、現行法下で可能な対応策に触れ、最後に将来の展望に言及する。</p>

開催日時	2025年8月24日(日) 10:00～12:30
科目名	アメリカ判例に学ぶ先端技術特許世界戦略
講師	竹中 俊子(University of Washington School of Law 教授)
内容	<p>判例法域であるアメリカの特許法を学ぶためには、単に特許法の規定や概説書を読むだけでは不十分です。どのような先端技術が保護対象となるのか、また、クレームや明細書の作成において、確実かつ迅速に権利を取得するための最適な手法を理解するには、判例の分析が欠かせません。</p> <p>例えば、アメリカ憲法および特許法は「発見に対し特許を与える」と規定していますが、判例によって自然現象や自然法則の発見は特許の対象外とされています。本講義では、アメリカ連邦最高裁判所および特許事件の専属管轄を有する連邦巡回控訴裁判所の基本判例を学び、日本企業が重要市場であるアメリカにおいて、より有効で権利行使に強い特許を取得する戦略を検討します。</p> <p>さらに、日本や欧州の裁判所と比較したアメリカにおける特許権行使の特徴を考察するとともに、標準必須特許をめぐる紛争など、国際的な特許権行使の戦略についても議論します。</p> <p>教科書：Mark Janis et al, Patent Law: An Open-Source Casebook (2003)</p>

開催日時	2025年8月24日(日) 14:00～16:30
科目名	ゲーム・ビジネス関連発明の特許性を巡る諸問題
講師	前田 健(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	<p>特許法が保護する発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり、ゲームのルールやビジネスを行う方法それ自体は、人為的な取決めであって、自然法則を利用しているとは認められないから、特許保護の対象とはならないとされている。その一方で、特許実務においては、コンピュータゲームに関する発明やビジネス関連発明は、ソフトウェア関連発明の一種として特許権が取得され、現実に権利行使されている場面も少なくない。本講義では、これらのゲーム・ビジネス関連発明が、いかなる限度で「発明」であり、特許保護され得るのかについて検討する。</p> <p>本講義では、自然法則利用性要件の趣旨に立ち返りつつ、ゲーム・ビジネス関連発明の「発明」該当性の解釈論とともに、進歩性要件において発明の構成中のゲームのルールやビジネスを行う方法それ自体に係る要素が進歩性を基礎づけるかという論点について検討を加える。また、近時関心を集めている、分割出願におけるいわゆる「嵌め込み」の是非についても、それが問題となる事案にゲーム・ビジネス関連発明等のソフトウェア関連発明も少なくないことから、適宜触れることとしたい。</p>

開催日時	2025年8月25日(月) 10:00～12:30
科目名	AIと特許法
講師	東海林 保・中山 一郎・前田 健
内容	<p>知財高裁は、特許を受けることができる「発明」は自然人が発明者となるものに限定されると解し、AIを発明者として記載した出願を却下する処分は妥当であると判断した(知財高判令和7年1月30日令和6年(行コ)10006号)。もっとも、AIが提起する特許法上の論点は、発明者適格や発明者認定に関わる問題に限らず、「発明」の定義の解釈や引用発明適格性、さらに進歩性、記載要件など多岐に及び、また、解釈論に止まらず、立法論にまで及び得る。そこで、本講義では、AIと特許法をめぐる諸論点について、3名の担当者から報告した後、議論を行う。</p>

開催日時	2025年8月25日(月) 14:00～16:30
科目名	複数主体の分担による特許権侵害
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授)
内容	<p>特許発明のクレームが、物理的には、複数の主体に分かれて実施されている場合に、いかなる要件の下で特許権侵害を構成するのかという論点がある。複数の主体が実施していると場合に、即座に構成要件該当性を認めてしまうと、単独では誰もクレームを実施していないにもかかわらず、誰かに特許権侵害が成立してしまうことにつながる。しかし、このことは逆にいえば、何らかの理由で、クレームの警告機能が害されないと判断される場合には、例外的に侵害を認めてよい場合があるのではないかと、ということが問題となる。本講演では、この問題に関する従来の裁判例を俯瞰したうえで、ありうべき解決策を探ることとしたい。</p>

開催日時	2025年8月25日(月) 16:45～17:30
科目名	標準特許を取り巻く紛争の望ましい解決策
講師	韓 相郁(韓国 金・張法律事務所弁護士)
内容	<p>標準特許は特許でありながら回避が不可能な特性を有する。このような点から伝統的な特許理論からの独立、分離現象が起きる。属地主義の原則、差止め請求権の法理、損害賠償の法理などにおいて標準特許は伝統的な特許理論でどの程度異なる理論展開が可能なのかを探求してみたい。権利乱用に該当する標準特許の行使はどの領域で、このような領域で公正取引法の適用が可能かどうか非常に重要なイシューである。</p> <p>Anti Suit Injunction の妥当性が WTO で議論されている状況で、管轄問題も重要なイシューになり、このような点から最も望ましい紛争の解決策についての議論も続けられるべきである。特に ASEAN 諸国での日韓のリーダーシップを発揮できる領域がないのか、検討したい。</p>

開催日時	2025年8月26日(火) 10:00～12:30
科目名	医療関連行為と特許権侵害
講師	東海林 保(TMI 総合法律事務所弁護士)
内容	<p>医療関連行為と特許権の関係について、我が国では、欧米のように、医療行為に係る発明を不特許事由とする具体的な規定も、特許権の実施行為について医師を免責する規定も設けられていないが、東京高裁平成14年4月11日判決が、「人間を診断する方法」に関する医療行為に係る発明は特許法29条1項柱書の「産業上利用することができる発明」に該当しないとの判断を示していた。しかし、その後審査基準の数度にわたる改訂はあったものの、裁判例としては特に際立った事例の集積が見られなかったところ、最近、知財高裁特別部(大合議部)は、美容整形に関する豊胸用組成物という特許権に関し、特許権侵害を認める判決を言い渡した(知財高裁特別部令和7年3月19日判決)。この事件では、特許法29条1項柱書の産業上の利用可能性の他、特許法69条3項の適用の可否なども問題となり、令和4年に施行された第三者意見募集制度(特許法105条の2の11)が採用された。本講演では、上記知財高裁大合議判決を契機として、美容整形を含む医療関連行為と特許権侵害との関係について考察し、現代的課題も踏まえながら検討を試みる。</p>

開催日時	2025年8月26日(火) 14:00～16:30
科目名	特許法における裁定制度をめぐる課題
講師	中山 一郎(北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	<p>2021年7月に公共の利益のための通常実施権の設定の裁定が請求された事案は、2024年5月に当事者間の和解が成立したため、裁定請求の取下げにより終結した。その後、2025年5月、裁定制度の運用要領が改正され、関連する省令改正も行われた。そこで、本講義では、運用見直しに至る背景や見直された内容を分析するとともに、残された論点についても検討し、さらに EU の強制実施権に関する新規則案等の動向も踏まえて、裁定制度をめぐる諸課題について考察する。</p>